

高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の一部を改正する内規

高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針（平成28年3月11日施行）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（入札参加資格の要件）</p> <p>第4条 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定・令和8年4月改訂経済産業省）に規定する電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に準拠しているものに限る。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していないものについては、開示する日（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けた日から1年以内の日に限る。）を明示することにより、開示したものとみなす。）しており、かつ、前条に定める環境評価項目について、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）により算定した基本項目の得点の合計が70点以上の電気事業者が、入札参加資格を有する者とする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p>	<p>（入札参加資格の要件）</p> <p>第4条 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定・令和7年3月改訂経済産業省）に規定する電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に準拠しているものに限る。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していないものについては、開示する日（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けた日から1年以内の日に限る。）を明示することにより、開示したものとみなす。）しており、かつ、前条に定める環境評価項目について、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）により算定した基本項目の得点の合計が70点以上の電気事業者が、入札参加資格を有する者とする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p>

- ※1 「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定・令和8年4月改訂経済産業省）に規定する電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に準拠しているものに限る。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していないものについては、開示する日（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けた日から1年以内の日に限る。）を「左記のうち該当するものの番号」欄に記載すること。
- ※2 「数値」及び「点数」には、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」により算出した値を記載すること。
- ※3 確認資料を添付すること。なお、①の数値に、環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値がなく、自社が環境報告書で公表した数値等を用いる場合には、公表の写し及びその算出根拠となる資料等を添付すること。

- ※1 「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定・令和7年3月改訂経済産業省）に規定する電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に準拠しているものに限る。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していないものについては、開示する日（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けた日から1年以内の日に限る。）を「左記のうち該当するものの番号」欄に記載すること。
- ※2 「数値」及び「点数」には、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」により算出した値を記載すること。
- ※3 確認資料を添付すること。なお、①の数値に、環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値がなく、自社が環境報告書で公表した数値等を用いる場合には、公表の写し及びその算出根拠となる資料等を添付すること。

別紙 電力の調達契約に係る評価基準（様式第1号の別紙）

【入札参加資格の要件】

評価基準表の基本項目の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

<評価基準表>

基本項目	区分	得点
令和6年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh） ※1	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満 活用していない	5 0
令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満 活用していない	5 0
加点項目	区分	得点
需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

別紙 電力の調達契約に係る評価基準（様式第1号の別紙）

【入札参加資格の要件】

評価基準表の基本項目の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

<評価基準表>

基本項目	区分	得点
令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh） ※1	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
令和5年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満 活用していない	5 0
令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満 活用していない	5 0
加点項目	区分	得点
需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(様式第1号の別紙の説明)

※1 二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものをいう。）をいう。ただし、環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値がなく、自社が環境報告書で公表した数値等を用いる場合には、市長が、当該事業者の添付した公表の写し及びその算出根拠となる資料等を確認し、環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値に代わる数値として認めた数値をいう。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいう。

- ①令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を
- ②令和6年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値  
(算定方式) 令和6年度未利用エネルギーの活用状況(%) = ①÷②×100

※2-2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む（インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。））をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

※2-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他の電気事業者への販売分は含まない。

※2-5 令和6年度の供給電力量には他の電気事業者への販売分は含まない。

※3-1 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の方法で算出した数値をいう。  
次の①から⑤までに示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を⑥令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端)(kWh)
  - ②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
  - ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
  - ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
  - ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- ただし、①～⑤は、令和6年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

(様式第1号の別紙の説明)

※1 二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものをいう。）をいう。ただし、環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値がなく、自社が環境報告書で公表した数値等を用いる場合には、市長が、当該事業者の添付した公表の写し及びその算出根拠となる資料等を確認し、環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値に代わる数値として認めた数値をいう。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいう。

- ①令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を
- ②令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値  
(算定方式) 令和5年度未利用エネルギーの活用状況(%) = ①÷②×100

※2-2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む（インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。））をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

※2-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-4 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他の電気事業者への販売分は含まない。

※2-5 令和5年度の供給電力量には他の電気事業者への販売分は含まない。

※3-1 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の方法で算出した数値をいう。  
次の①から⑤までに示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を⑥令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端)(kWh)
  - ②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
  - ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
  - ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
  - ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- ただし、①～⑤は、令和5年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

(算定方式) 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥×100

※3-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。

※3-3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用料(①+②+③+④+⑤)には他の電気事業者への販売分は含まない。

※3-4 令和6年度の供給電力量(⑥)には他の電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・リスポンスの取組については、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。また、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組は、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。具体的な評価内容は、次のとおり

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

(算定方式) 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥×100

※3-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。

※3-3 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料(①+②+③+④+⑤)には他の電気事業者への販売分は含まない。

※3-4 令和5年度の供給電力量(⑥)には他の電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・リスポンスの取組については、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。また、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組は、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。具体的な評価内容は、次のとおり

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

## 附 則

- 1 この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。